

さいたま市立美園南中学校 P T A 会則 ~~(案)~~

- 第1条 本会は、「さいたま市立美園南中学校 P T A」といい、所在地をさいたま市緑区美園6丁目15、美園南中学校内におく。
- 第2条 本会は美園南中学校に在籍する生徒の保護者と美園南中学校の教職員の任意加入をもって組織する。
- 2 本会の会員は、第2条に定める対象者のうち、入会の意思表示を行った者とする。
 - 3 会員は、次の各号のいずれかに該当するまで、その資格を有するものとする。
 - (1) 当該生徒の卒業
 - (2) 退会の届出
 - 4 会員が退会しようとするときは、本会が定める方法により退会の届出を行うものとする。
- 第3条 本会は保護者と教職員が協力して生徒の幸福な成長をはかり教育の充実に寄与し、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 学校諸行事および部活動に対する協力と助成
 2. 学校教育及び社会教育に必要な研究と助成
 3. 学校給食保健及び教育環境の整備
 4. 家庭教育の振興と生徒の校外指導
 5. 会員の教養を高め、親睦を深めるための広報活動と諸行事の開催
 6. 交通安全に関する事項
 7. 生徒・職員及び会員の表彰と慶弔
 8. 教育振興の充実に必要な施設・物品の補充
 9. その他目的達成に必要な事業
- 第5条 本会に次の役員（本部）をおく。以下の条文では「本部役員」と言うことがある。
1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名（内1名は教頭とする）
 3. 幹事 若干名
 4. 監査役 若干名
- 第6条 会長・副会長・幹事・監査役は、理事会で会員中より選出する。
理事会は本部役員および総会で会員から選ばれた理事で構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 第7条 本会の本部役員の任期は全て1年とする。但し再任を妨げない。任期中にその職を辞職

したときは、補充役員・補充理事を理事会で選出する。補充役員・理事の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
副会長は会長を助け、会長に事故があるときはその職務を代理する。
理事は理事会を構成し各種原案の作成と緊急な用務を審議処理する。
幹事は会長の指示により庶務、会計、書記（記録）を分掌する。
監査役はこの会の会計を監査する。

第9条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。理事会で推薦し会長が委嘱する。任期は1年とする。但し再任を妨げない。また、人数の上限を設けない。推薦基準については、つぎのとおりとする。

（1）顧問：本会に対して功績顕著な者及び学識経験者など。

（2）相談役：本会の本部役員経験者及び運営に必要な分野の有識者など。

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会 2. 理事会 3. 役員（本部）会

第11条 総会は本会の最高決議機関で毎年5月に会長が招集する。但し理事会で総会の必要を認めたとときは、臨時に開くことができる。総会は、会員総数の3分の2の出席(委任状含む)を持って成立する。議事の決議は、出席者（委任状を含む）の過半数の賛成を必要とする。総会の議長はその都度選出する。総会では次の事項を行う。

1. 事業報告および決算の承認 2. 事業計画および予算の承認
3. 会則の改廃 4. その他必要な事項

第12条 理事会は、必要により会長が招集し事業の計画と執行にあたり、その他総会において委任された事項を処理する。

第13条 本会は、必要に応じて理事会の承認を得て特別委員会またはボランティア活動を設置することができる。特別委員会またはボランティア活動の決定事項は会長に報告し、理事会に附議し執行する。

第14条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。

2 本会の会費は世帯単位（教職員は1名）とし、年額を一括で徴収する。

3 年度途中の入退会については次のとおりとする。

入会：加入月から3月までの月割りで計算し徴収する。

退会：年度内の途中退会については返金を行わない。

4 教職員が産前産後休業、育児休業、退職または校外への長期派遣の申し出があった場合は、会費の徴収を行わないものとする。ただし既に徴収した会費については返金を行わない。

- 5 本会の会費について、納入期限を経過しても納入が確認出来ない場合、会長は当該会員に対し納入の確認または督促を行うことができる。
- 6 前項の督促後もなお会費の納入が確認できない場合は、当該年度に限り会員資格を停止する。ただし、やむを得ない事情があると理事会が認めた場合はこの限りではない。
- 7 会員資格が停止された場合は、当該年度における議決権および会員向け事業への参加資格を有しない。
- 8 前項による会員資格の停止は、会員資格そのものの喪失を意味するものではない。
- 9 退会の届出がない限り、会員は翌年度においても継続して会員とする。

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 この会則の改廃は総会の議決による。

第17条 本会の運営に関する必要な細則は理事会で別に決める。

第18条 本会の運営において取得する会員の個人情報、さいたま市立美園南中学校PTA個人情報保護規程に定め、適正に運営するものとする。

第19条 本部役員および特別委員会、卒業準備委員会の委員（以下、各種委員会、各種委員という）が、次の各号のいずれかに該当するとき、会長と顧問で協議のうえ、本部役員および各種委員を解任することができる。

（1）心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

（2）職務上の履行違反その他、本部役員および各種委員として相応しくないと認められる行為があるとき。

2 前項の規定により本部役員および各種委員を解任しようとするときは、その本部役員および各種委員会の委員に弁明の機会を与えなければならない。

附則（1）この会則は平成31年4月1日より施行する。

（2）令和2年5月22日一部改正。

（3）令和3年5月14日一部改正。

（4）令和5年5月12日一部改正。

（5）令和7年5月16日一部改正。

（6）令和8年5月22日一部改定。

さいたま市立美園南中学校 P T A 慶弔規程

第1条 本会の会員として、P T A活動に功労のあった場合、感謝状を贈る。

第2条 本会は、会員および生徒の慶弔並びに教職員の転退職に際し、つぎの相当額を贈り、慶弔見舞、感謝の意を表す。

- (1) 会員並びに会員の配偶者の死亡の場合 5, 0 0 0 円
- (2) 生徒の死亡の場合 5, 0 0 0 円
- (3) 教職員が扶養している両親および、子女の死亡の場合 5, 0 0 0 円
- (4) 教職員が病気または傷害で、ひきつづき3週間以上休んだ場合 5, 0 0 0 円
- (5) 生徒が病気または傷害で、ひきつづき3週間以上休んだ場合 5, 0 0 0 円
- (6) 会員で、火災、水害等不慮の災害にあった場合 5, 0 0 0 円
- (7) 教職員の結婚の場合 5, 0 0 0 円
- (8) 教職員および配偶者の出産の場合 5, 0 0 0 円
- (9) 教職員の転任、退職に際しては、教職員の在職期間1年については2, 0 0 0 円、在職期間1年を超える分については、1, 0 0 0 円を加える。
但し、5, 0 0 0 円を限度とする。
- (10) 本規定により受けた金品に対しては返礼を要さない。その他、必要と認められる件については、理事会の協議によるものとする。

第3条 前条の金額については、必要に応じ理事会にはかり変更する。

第4条 その他、慶弔見舞の範囲の判断については会長に一任する。

附則（1）本規程は平成31年4月1日より実施する。

さいたま市立美園南中学校 P T A 個人情報保護規程

第1条 目的

この規程は、さいたま市立美園南中学校 P T A（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員：本会の本部会（役員会）を構成する者をいう。
- (5) 理事：本会の理事会を構成する者（役員を含む）をいう。
- (6) 従業者：本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 個人情報保護管理者

本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

- 2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

- 3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第5条 利用目的の特定

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

第6条 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第7条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第8条 個人情報の管理

個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

- 2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第9条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報に事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第10条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第11条 個人情報の開示請求

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

第12条 個人情報の訂正または削除請求

本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を、申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第13条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第14条 漏えい時などの対応

本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第15条 研修

個人情報保護責任者は、役員、理事、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第16条 雑則

本規程の改廃は本部会（役員会）を経て理事会の承認を受けて行う。

2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年11月15日から施行する。

さいたま市立美園南中学校 P T A 個人情報保護に関する基本方針

さいたま市立美園南中学校 P T A（以下、「本会」という。）は、活動を行うにあたり、P T A 会員（以下、「会員」という。）から個人情報を提供していただく場合があります。P T A では、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため個人情報を以下の方針により取り扱うこととします。

1. 本会は、会員から取得した個人情報を以下の目的以外には利用しません。
 - (1) P T A 会員名簿の登録及び管理
 - (2) P T A 会費の管理
 - (3) P T A 活動名簿の作成及び管理（委員会名簿、P T A 行事等の名簿）
 - (4) 文書配布
2. 本会は、会員から取得した個人情報を、正当な理由のない限り第三者に提供しません。提供の必要が生じた場合は、会員からあらかじめ同意を取ることとします。
3. 本会は、会員が本人の個人情報の確認、訂正などを希望される場合は、P T A の定める書面により開示に応じます。また、苦情等についても適切・迅速に対応します。
4. 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口

さいたま市立美園南中学校 P T A 副会長（さいたま市立美園南中学校教頭）

5. 本会は、会員から取得した個人情報の取り扱いに関係する日本の法令、その他の規範を遵守します。
6. 本会は、会員から取得した個人情報について、適切な安全措置を講ずることにより、漏洩、改ざん、紛失などの事故防止に努めます。
7. 本会は、会員から取得した個人情報の取り扱いに関して、以下の方針を適切に実施するため、別途個人情報保護規程を定めるものとします。

令和元年 1 1 月 1 5 日制定

さいたま市立美園南中学校 P T A 会長